

岐阜県公報

第 九 十 号
令和二年三月二十四日

(火曜日)

目 次

規 則

| | | |
|--------------------------------------|-----------|-----|
| 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 | (地域スポーツ課) | 一八八 |
| 岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一八八 |
| 岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一八八 |
| 岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一八九 |
| 岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一八九 |
| 岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一九〇 |
| 岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則 | (同) | 一九〇 |
| 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (廃棄物対策課) | 一九〇 |
| 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 | (県産材流通課) | 一九三 |
| 告示 | | |
| 保安林に指定する予定である旨の通知 | (治山課) | 一九四 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 | (同) | 一九四 |
| 道路の区域変更 | (道路維持課) | 一九五 |
| 道路の供用開始 | (同) | 一九五 |

訓 令 甲

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

公 示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区の定款の変更認可

(用地課) 一九六

(都市政策課) 一九六
(飛騨農林事務所) 一九九

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の表照明設備の部アリーナ照明の項中「三、七四〇」を「一、八四〇」に、「七、三三〇」を「三、六八〇」に、「一、四四〇」を「五九〇」に、「二、八六〇」を「一、一八〇」に改め、同部夜間照明の項中「六、〇六〇」を「三、九七〇」に、「二、一〇〇」を「九、九一〇」に、「四、二〇〇」を「七、一一〇」に改める。
別記第八号様式の三中「遊田遊歩道」を「利用料金後納の」に

| | | | | | |
|---------|--------------|--------------|-------|----|------------|
| 生 年 月 日 | 1 明治 3 昭和 | 2 大正 4 平成 | 年 月 日 | 性別 | 1 男 2 女 |
|---------|--------------|--------------|-------|----|------------|

| | |
|-------|-------|
| 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第八号様式の三により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第八号様式の三の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中

| | | | | | |
|-------|--------------|------|------|-------|-------|
| 年 月 日 | 1 明治 2 大正 | 3 昭和 | 4 平成 | 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------|--------------|------|------|-------|-------|

| | |
|-------|-------|
| 年 月 日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「すべて」を「全て」に、

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|
| 生年月日 | 1 明治 | 2 大正 | 3 昭和 | 4 平成 | 年 月 日 |
| 性別 | 1 男 | 2 女 | | | |

| | |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第七号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第七号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「すべて」を「全て」に、

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|
| 生年月日 | 1 明治 | 2 大正 | 3 昭和 | 4 平成 | 年 月 日 |
| 性別 | 1 男 | 2 女 | | | |

| | |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第六号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第六号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則（平成十二年岐阜県規則第二百十二号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「すべて」を「全て」に、

| | | | | | |
|------|------|------|------|------|-------|
| 生年月日 | 1 明治 | 2 大正 | 3 昭和 | 4 平成 | 年 月 日 |
| 性別 | 1 男 | 2 女 | | | |

| | |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

改める。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第七号様式により作成されて

いる用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第七号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中「すべて」を「全て」とし、

| | | | | | |
|---------|------|------|------|------|---------|
| 生 年 月 日 | 1 明治 | 2 大正 | 3 昭和 | 4 平成 | 生 年 月 日 |
| 性 別 | 1 男 | 2 女 | | | |

| | |
|---------|---------|
| 生 年 月 日 | 生 年 月 日 |
|---------|---------|

改める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第七号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第七号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第九号様式中

| | | |
|-----|-----|-----|
| 性 別 | 1 男 | 2 女 |
|-----|-----|-----|

| | |
|---------|---------|
| 生 年 月 日 | 生 年 月 日 |
|---------|---------|

改める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第九号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第九号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

四 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する書類（別記第二号様式の二）

第2号様式の2 (第2条関係)

| 浄化槽管理士 の 氏 名 | 申請に係る登録の有効期間 における研修計画 | | 直 近 に 受 講 し た 修 研 | |
|-----------------|--------------------------|-------------|----------------------|------------|
| | 研修会の名称 (主催者) | 受 講 予定年度 | 研修会の名称 (主催者) | 受 年 講 度 |
| | | | | |

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

注 浄化槽管理士ごとに記載すること。

第 9 号様式 (第 10 条関係)

浄化槽保守点検業務報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあつては

その代表者の氏名 印

(電話番号)

登録番号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 10 条の規定により、

年度分の業務を次のとおり報告します。

市町村名 _____ 担当管理士名 _____

1 浄化槽管理士に対する研修の状況

| 研 修 会 の 名 称 | 主 催 者 | 受 講 月 日 |
|-------------|-------|---------|
| | | |

2 保守点検契約数等

(1) 単独処理浄化槽

| 人 槽 項 目 | ~20 | | 21~ 50 | 51~100 | 101~ 300 | 301~ 500 | 501~ | 計 |
|------------|---------|--|--------|--------|-------------|-------------|------|---|
| | 保守点検契約数 | | | | | | | |
| 保守点検実施基数 | | | | | | | | |

(2) 合併処理浄化槽

| 人 槽 項 目 | ~20 | | 21~ 50 | 51~100 | 101~ 300 | 301~ 500 | 501~ | 計 |
|------------|---------|--|--------|--------|-------------|-------------|------|---|
| | 保守点検契約数 | | | | | | | |
| 保守点検実施基数 | | | | | | | | |

別記第九号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項に次の二号を加える。

八 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項及び第七項の同意を得た計画に従って同条第六項第一号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内（五年以内の据置期間を含む。）

九 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第一項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年以内（三年以内の据置期間を含む。）

第四条第三項中「第七号を除く。」を削り、「平成二十八年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「及び据置期間は、同項に定める償還期間及び据置期間」を「は、十三年以内（六年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる資金にあつては、それぞれ当該各号に定める償還期間及び据置期間（前項第九号に掲げる資金あつては、据置期間に限る。）」に改める。

4 前二項の規定にかかわらず、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十七条第二項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が第二項第一号に掲げる資金の貸付けを受ける場合の償還期間は、同号に定める償還期間に三年を加算

した期間とする。

- 「1 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する法施行令第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、管基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付する
- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令第3条第1項に資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること
- 3 農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金を調達方法は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認しを添付すること。

別記第一号様式中

- 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付する
- 5 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する高度化計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び林水産物の利用促進に関する法律第10条第2項に規定する資金法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の写しを添付すること。
- 7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 8 上記1～7のほか、知事が必要と認める書類を添付すること

暫定措置、林業経営法第3条こと。規定する法律第

告 示

岐阜県告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字門洞二四八三、二四八四、二四八五の九六から二四八五の一三まで、二四八五の一一九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

この規則は、公布の日から施行する。

とする場
定書の写

進に關す
4 条第 1
こと。

に規定す
木材製造

地域の農
を調達方
の認定書

に規定す
特定増殖

。 1
及 3
類 に改める。

別記第三号様式及び別記第六号様式中「(平成 年)」を「(年)」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市一之宮町字一ノ谷七八五〇の一、七八六九の三、七八六九の五、七八九〇の二、七八九七の一、七九〇一、七九一七の一、七九一七の三、字一ノ谷七九二七、七九三〇の一、七九三〇の三、七九三四、七九四一、七九四五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | | |
|-------|-----|---|---|--------|-------------|----------|----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 区域変更前後 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|-----|---|---|--------|-------------|----------|----|

| | | | | | | | |
|------|--------|----------------------------------|-----|---|---|----------|-------|
| 一般国道 | 四百七十二号 | 郡上市明宝二間手字田代二〇五番四地先から同市同二四七番一地先まで | 字前畑 | 後 | 前 | 七七 八六 | 一三三・一 |
|------|--------|----------------------------------|-----|---|---|----------|-------|

岐阜県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|-------|-----|----------------------|---|----------|------------|-----------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか) |
| 県道 | 養老線 | 養老郡養老町下笠字中島四七六番一地先地内 | | 八九 | 令和二年三月二十四日 | 平成三〇・二・二三 |

岐阜県告示第百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年三月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|-------|--------------------|-----------------------|----------|------------|--|
| 道路の種類 | 池藤橋線 | 間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域又は決定又は変更の告示年月日) |
| | 同郡同町小島字村前四〇九番四地先まで | 揖斐郡揖斐川町上野字畑尻四三四番二地先から | 四六五七 | 令和二年三月二十四日 | 平成三十一年三月三十一日 平成三十一年三月三十一日 令和二年三月三十一日 |

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準(昭和四十年岐阜県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同条に次の一項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第一項の規定により建物の所有者に補償

庁中一般
各現地機関

する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。
第二十八条の次に次の一条を加える。

(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)

第二十八条の二 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第一項後段の規定により補償することとなつた建物が配偶者居住権の目的となつている場合についても、同様とする。

第三十七条第二項中「及び借家人」を「借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

公 示

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜市秋津町、朝日町、上太田町二丁目、川端町、高岩町、下太田町、西園町及び

東高岩町の全部並びに今小町、今沢町、小熊町二丁目、小熊町三丁目、金屋町二丁目、金屋町三丁目、上太田町二丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目及び若宮町四丁目の一部（駅北 第五調査区）

三 調査を行った期間

平成十八年六月から平成三十一年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜市（秋津町、朝日町、上太田町二丁目、川端町、高岩町、下太田町、西園町及び東高岩町の全部並びに今小町、今沢町、小熊町二丁目、小熊町三丁目、金屋町二丁目、金屋町三丁目、上太田町二丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目及び若宮町四丁目の一部）の地籍簿

岐阜市（秋津町、朝日町、上太田町二丁目、川端町、高岩町、下太田町、西園町及び東高岩町の全部並びに今小町、今沢町、小熊町二丁目、小熊町三丁目、金屋町二丁目、金屋町三丁目、上太田町二丁目、神田町二丁目、神田町三丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、若宮町二丁目、若宮町三丁目及び若宮町四丁目の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

多治見市笠原町の一部（上原1）

三 調査を行った期間

平成二十七年四月から令和元年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称

多治見市（笠原町の一部）の地籍簿
多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

土岐市肥田町の一部（肥田第3）

三 調査を行った期間

平成二十七年五月から平成三十一年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

土岐市（肥田町の一部）の地籍簿
土岐市（肥田町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

土岐市肥田町の一部（肥田第4）

三 調査を行った期間

平成二十七年五月から平成三十一年三月まで

四 地図及び簿冊の名称

土岐市（肥田町の一部）の地籍図

土岐市（肥田町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部（栃山）

三 調査を行った期間

平成二十九年四月から令和元年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

東白川村大字越原の一部（栃山）

三 調査を行った期間

平成二十九年四月から令和元年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和二年三月二十四日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

東白川村大字越原の一部（日向）

三 調査を行った期間

平成二十八年四月から令和元年十月まで
地図及び簿冊の名称

四 加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿
五 認証年月日
令和二年三月二十四日

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|---------------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 高 原 土 地 改 良 区 | 令 和 二 ・ 三 ・ 一 一 |

令和二年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社